

【別紙】

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、開催延期となった「令和2年度愛媛県障がい者相談支援従事者現任研修」において、受講決定となっていた者で、今年度資格が失効してしまう者について、下記のとおり猶予措置を行う。

記

1 猶予措置対象者

令和2年度愛媛県障がい者相談支援従事者現任研修について受講決定となっていた者のうち、今年度資格が失効してしまう者

※ 令和2年度末に資格失効するが当該研修の申し込みを忘れた者等については、一切の猶予措置を認めない。

2 受講猶予期間

上記猶予措置対象者について、令和3年度末（令和4年3月31日）までの期間に限り、相談支援従事者現任研修を修了したものとみなす。

3 根拠

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る相談支援専門員等研修の臨時の取扱いについて」（令和2年2月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

(抜粋)

新型コロナウイルス感染症への対応のため現任研修又は更新研修が延期又は中止された結果、現任研修又は更新研修を修了することができない相談支援専門員等については、都道府県が認める期間内は現任研修又は更新研修を修了したものとみなす